

今夏、参議院議員通常選挙があります

問／選挙管理委員会事務局 ☎463-2444

朝霞市で投票できる方

日本国民で投票日の翌日までに満18歳以上になる方で、登録の基準日現在、朝霞市に転入届をして3か月以上引き続き居住している方です。

投票所入場券を世帯ごとに封書で郵送します

- (1) 封書1通に世帯員5人まで入場券が同封してあります。
- (2) 投票するときは、同封の入場券を各自お持ちいただき、投票所にお越しください。
- (3) 入場券が届かない場合や紛失してしまった場合でも、選挙人名簿で登録が確認できれば投票できます。入場券は、公示日前後に郵送します。

開票は即日開票です

日時／投票日当日 午後9時～ 会場／総合体育館 サブアリーナ

参観人／定員30人(朝霞市の選挙人名簿に登録されている方)

点字投票・代理投票もできます

目の不自由な方には、点字器と点字投票用紙を用意しています。また、ご自身で候補者の氏名を記載できない場合は代理投票もできますので、投票所の係員にお申し出ください。

大事な投票、忘れずに!



次の方法で投票することもできます!

期日前投票

投票は、投票日に投票所であることを原則としています。しかし、選挙期日(投票日当日)に仕事や用事などで投票できないこともあります。その場合は、市役所・朝霞台出張所で実施する**期日前投票**をご利用ください。

詳しい日時は市ホームページをご確認いただくか、お問い合わせください。

不在者投票

選挙期日(投票日当日)に進学や出張、旅行などで遠方に滞在している場合は、**不在者投票**ができます。

(1) 朝霞市以外の選挙管理委員会で行う方法

他の市町村に滞在中の場合は、郵送で投票用紙を請求することができます。郵送に時間がかかりますので、早めに請求してください。

(2) 指定された施設(病院または老人ホーム等)で行う方法

指定された施設(病院または老人ホーム等)に入院・入所している場合は、その施設で不在者投票をすることができます。指定施設かどうかは、各施設長や選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。

(3) 郵便等で行う方法

対象となるのは身体障害者手帳か戦傷病者手帳を持ち、一定の障害のある方または介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方です。事前に申請いただき、「郵便等投票証明書」の交付を受けておく必要があります。手続き等の詳細は、お問い合わせください。